大門小学校父母教師会　実施規程

１．組織

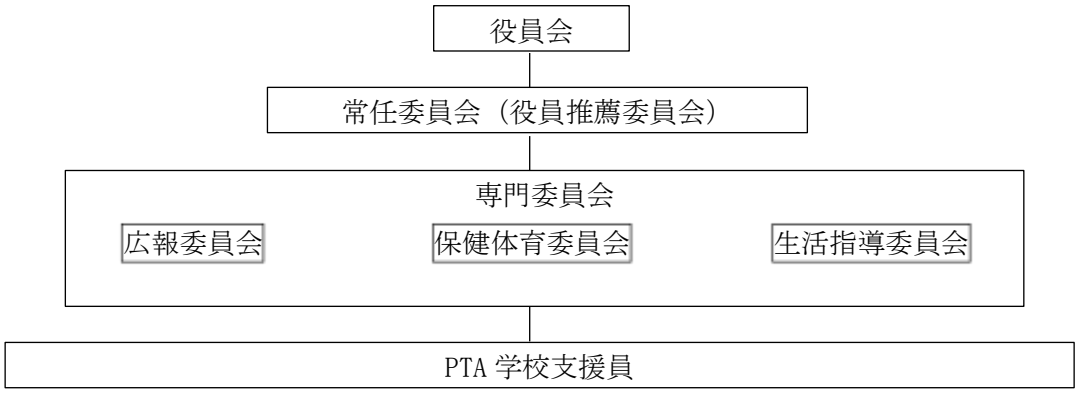

２．PTA 役員の選出数

会　長　１名

副会長　４名（うち１名は校長）

書　記　２名

会　計　３名（うち１名は教頭）

会計監査　２名

３．組織内容

（１）　総会

構成　PTA 会員　全員

役職　特になし（慣例として会長が議長）

職務　会則の変更　役員の承認　本会の大綱　予算・決算の承認　事業報告と計画の承認

集会　年１回（例年４月の第３土曜日）集会又は書面表決にて開催

総会は、会員数の３分の２以上をもって成立する

（２）　役員会

構成　会員の内より１０名　学校より２名　計１２名

役職　会長１名　副会長４名（内１名は校長）　書記２名

会計３名（内１名は教頭）　会計監査２名

職務　事業の企画運営　予算審議　実施規程
　　の変更　その他
集会　年６回程度

（３）　常任委員会
構成　役員１２名　専門委員会の正副委員長６名
　　地区委員の正副代表１９名　計３７名（重複している場合有）
役職　特になし（慣例として会長が議長）
職務　事業の企画推進　各委員~~会~~の調整　その他
集会　年２回程度

（４）　役員推薦委員会
構成　常任委員会を役員推薦委員会とする
役職　特になし（慣例として会長が議長）
職務　推薦投票により、次期役員候補者を若干名選出し、役員全員にて推薦活動をする
集会　２回程度　１０月～１月推薦活動

（５）　専門委員会　３委員会（保健体育・広報・生活指導）
構成　地区委員　顧問として役員２名（会長、副会長を除く役員２名）
役職　委員の内より正副委員長を１名ずつ選出
　　（なるべく地区委員正副代表と重複しないようにする）
職務　各委員会の行事の企画運営
集会　各委員会で異なる（年間行事計画参照）
　　各専門委員会の行事において、他委員会の正副委員長・委員の参加の要請がある場合もある

４．各専門委員会の役割と年間活動計画

（１）　保健体育委員会
役割　児童や会員の保健体育の奨励

活動　水泳授業の監視活動　岡崎市学校保健大会参加

学校保健委員会参加　春休みの巡回指導　しめ縄広報活動

その他

（２）　広報委員会

役割　広報紙の編集と発行　その他

活動　年３回発行のＰＴＡ新聞『だいもん』の編集・発行

班分けをして紙面を分担し活動

（１回の発行につき３回前後の委員会、随時取材）

その他

（３）　生活指導委員会

役割　校外生活の指導

活動　交通安全指導（０のつく日：会員の旗当番、５のつく日：委員の旗当番）

夏休みの巡回指導

その他

５．役員の役割

・専門委員会に役員２名（会長、副会長を除く役員２名）を顧問として参加し、その活動に助言する

・会長、副会長を除く役員は専門委員会顧問として同じ委員会に継続して２年間活動するのが望ましい

・社教委員会や市Ｐ連などの他団体主催の行事に参加

・その他

６．地区委員の役割

構成　各町により規定の人員（各町の家庭数の比率により変動）

役職　各町より正副代表を選出する

家庭数の少ない町は正代表１名でもよい

職務　各専門委員会に所属し、その活動にあたる

地区において学校行事、校外行事（資源回収等）、ＰＴＡ行事、諸問題に対し、地域的な活動をＰＴＡ会員の協力を得ながら行う

場合により役員の助言や協力を要請し、その運営・解決にあたる

７．PTA 学校支援員

・ＰＴＡ役員、地区委員を含む会員家庭に PTA 学校支援員として、希望する行事等への積極的な支援を行う

・行事の際の児童の引率や手伝い、水泳授業の監視、おかざきっ子展の搬入・搬出、ＰＴＡ文化展のパネル設置、父母と教師の集い、交通安全パレード、明るい町づくり学区民大会、しめ縄広報活動、行事の際のジュース配付の準備など

８．補足

本規程の変更は、役員会において随時変更を行う。

附則

※　平成１５年規約改定事項

・地区委員各町正副代表選出より、家庭数の少ない町は正代表１名でもよいとする

※　平成２３年度規約改定事項

・学級委員を各学年２名より、１～４年は２名　５・６年からは１名とする

・ＰＴＡ役員、地区委員、学級委員を除く家庭に学校支援員として、行事の積極的な活動の支援を受ける

※　平成２５年度規約改定事項

・専門委員会の環境文化委員を廃止し、その主な活動（緑化活動、草取り、ＰＴＡ文化展のパネル設置等）を学校支援員の活動に移行する

・役員の専門委員会顧問を２名（広報は３名）より、３名（副会長１名、女性役員２名とする。

・女性役員は委員会任期２年として活動することが望ましい

・ＰＴＡ学級委員を廃止し、各専門委員会の欠員分を改めて各町の家庭数の比率により算出し増員する

・学級委員の活動（マラソン大会のコース監視、おかざきっ子展の搬入・搬出など）学校支援員の活動に移行する

・学級委員の廃止にともない、学年学級委員会も廃止とする

・役員推薦委員長の選出を廃止し、その役割をＰＴＡ会長に移行する

※　平成２８年度規約改定事項

・生活指導委員会の活動において、生活指導委員は５の日、各家庭は０の日に交通安全立ち当番を行うよう指導し、巡回指導は夏休みと春休みに行うようにする

※　令和５年度改正事項

・本規程を会則に基づき改正を行い、実施規程として制定する。